

合法性・持続可能性の証明及び 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

第一 目的

本実施要領は、(一社)全国木材組合連合会(以下「当団体」という。)が平成18年3月24日に作成し公表した「違法伐採対策に関する全国木材組合連合会の行動規範」、平成24年11月21日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する全国木材組合連合会の自主行動規範で規定する合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」(以下「実施要領」という。)の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「合法性ガイドライン」という)に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下「発電用ガイドライン」という)に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 本実施要領に基づく認定は当団体の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(以下「認定申請書」という)を、当団体へ提出する場合は、あわせて別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費を納付しなければならない。
- 2 前項の初年度維持費は認定されなかった場合は返納することとする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する委員で構成する審査委員会を設置し、申請の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「認定申請書」の内容について、本実施要領「第五 認定要件」及び合法性等ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 当団体は審査結果を申請者に通知するものとする。
- 4 審査委員会は、別途定める設置要綱によるものとする。

第五 合法木材等供給事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ①合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②出入荷、加工、保管の各段階において合法木材と発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。
- ③合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出入荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当団体は認定事業者に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式例は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4アで定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告書」及び別記4イで定める「発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績報告書」により、合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年6月末までに、当団体へ報告する。
- 2 当団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

当団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明の取扱いが適正であるか否かを検査することができるも

のとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を探求するなど当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。
 - ①証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ②認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当団体は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 事業者認定の継続

事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を当団体へ提出するとともに、あわせて別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費を納付しなければならない。

附則 この実施要領は、平成18年4月1日から実施する。

この実施要領は、平成21年7月17日から実施する。

この実施要領は、平成24年11月21日から実施する。

この実施要領は、令和5年5月15日から実施する。